

## 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目についてのよくあるご質問

大学等から「学力に関する証明書が発行できない／分からない」と言われた際には、以下の内容を確認いただくよう大学へお伝えください。

(参考) 『課程認定を有していない大学における教育職員免許法施行規則第66条の6の証明について』 (文部科学省ホームページ)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kyoin/1381891.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/1381891.htm)

- Q. 学生 (又は卒業生等) から、「学力に関する証明書」の発行を依頼されたが、成績証明書で代えられないか。
- A. 教員免許の申請には、教育職員免許法施行規則に基づく必要内容を満たした「学力に関する証明書」が必要です。成績証明書をもって代えることはできません。
- Q. 教職課程を有していない (教員免許が取得できない) 大学であっても、「学力に関する証明書」を発行しなければならないのか。
- A. 教職課程の有無に関わらず、大学 (文部科学大臣の指定する教員養成機関、並びに文部科学大臣の認定する講習及び通信教育の開設者を含む。) は、希望者に対して「学力に関する証明書」を発行しなければなりません。
- Q. 文部科学省ホームページの作成例では「卒業」の文言があるが、退学した学生等についても発行が可能か。
- A. 「学力に関する証明書」は卒業、退学、在学等の在籍状況によって発行の可否が左右されるものではありません。
- Q. 大学の授業科目が66条の6に該当する科目であるかどうかは、どのように判断すればよいか。
- A. 上記URL先 (文部科学省ホームページ) 、及び「教職課程認定の手引き」における66条の6に該当する科目の名称例等を参考に、各大学が判断します。
- Q. 「学力に関する証明書」は様式が定まっているか。
- A. 上記URL先 (文部科学省ホームページ) から作成例 (Excelファイル) がダウンロード可能です。